

令和6年度 次世代自動車の普及に向けた支援事業(充電設備)補助金 申請前確認事項

補助対象者

<input type="checkbox"/>	交付対象決定時に、市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。
<input type="checkbox"/>	福岡市内の駐車場等を所有もしくは管理する者または所有者等から設置もしくは管理の許可を得た者であること。 <分譲集合住宅の場合>管理組合 <新築で管理組合が設立されていない場合>建築主 ※建築主は管理組合設立に関する計画書を提出しなければならない。
<input type="checkbox"/>	市内に本店を有しない法人で、支店・支社等からの申請となるにあたり、法人の履歴事項全部証明書等に支社・支店等の記載がない場合は、代表権者から申請者への委任状を提出すること。
<input type="checkbox"/>	暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

補助対象設備及び要件

【共通事項】

<input type="checkbox"/>	福岡市内に設置されていること。
<input type="checkbox"/>	新規に購入する充電設備であること。ただし、中古の充電設備は除く。
<input type="checkbox"/>	一般社団法人次世代自動車振興センターによる令和5年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・インフラ等導入促進補助金」において、補助対象充電設備として指定されている充電設備であること。
<input type="checkbox"/>	リースの場合、リース期間は第19条に規定する処分制限期間以上であること。また、補助金はリース会社に交付されるため、補助金相当額を反映したリース料金を設定していること。
<input type="checkbox"/>	申請前に当該設備の設置工事に着手していないこと。 ※申請後、補助金交付対象決定通知を待たずに、設置工事に着手していれば補助対象となりません。 ※予告なく、現地確認を行うことがあります。
<input type="checkbox"/>	<申請者が管理組合の場合> 総会等で充電設備設置について議決されていること。
<input type="checkbox"/>	<申請者と土地所有者が異なる場合> 土地所有者が充電設備を5年の間設置することについて許諾していること。 <申請者及び土地所有者と管理者が異なる場合> 管理者が充電設備を5年の間設置することについて許諾していること。
<input type="checkbox"/>	支払方法として、手形又はローンによる支払いを条件としていないこと。 (手形又はローンによる支払いの場合、補助対象となりません。)

【急速充電設備】(広く市民が利用できる公共用の充電設備を設置する場合に限る)

□	申請者が自動車販売店の場合は、新設する又は増設する充電設備であること。
※	急速充電設備にかかる補助対象設備は、同一駐車場内において1基、駐車スペースが20台以上ある場合は、2基までとする。

【普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド】(集合住宅の居住者のみが使用する充電設備を設置する場合に限る)

□	集合住宅の共用部の駐車場又は居住者専用駐車場に設置される充電設備であること。
□	普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド並びにその設置工事にかかる費用を設置後の利用料金で回収する事業計画の場合、供用開始から5年以内の利用料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映した利用料金を設定していること。
※	<p>(普通充電設備) 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(充電用コンセント) 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(充電用コンセントスタンド) 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。</p>

【急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド】(業務に使用する電気自動車等を充電するために充電設備を設置する場合に限る)

□	福岡市内に事務所又は事業所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者の駐車場(自宅兼事務所又は国若しくは地方公共団体が50%以上出資する法人の駐車場に設置される充電設備を除く。)に設置される充電設備であること。
□	従業員が通勤に使用する車両への充電を行う設備ではないこと。
□	急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド並びにその設置工事にかかる費用を設置後の利用料金で回収する事業計画の場合、供用開始から5年以内の利用料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映した利用料金を設定していること。